



『ゆめここ通信』の趣旨

「ゆめここ通信」は、年数回発行します。「地域支援センターだより ゆめここ」とは別に、校内の先生方へ向けて情報提供を行っていきます。合理的配慮、自立活動、福祉サービス等々、教育支援部で取り扱っていく内容を中心にまとめていきたいと思います。どうぞ、ご活用ください。

知的障がいのある児童生徒への合理的配慮とは

今回は、合理的配慮について取り上げます。本校の「個別的教育支援計画 様式2」において、「学校における合理的配慮」を記入しています。5月の個別懇談等も踏まえて、ぜひ内容をご確認いただければと思います。

これまで行ってきた配慮と「合理的配慮」について

これまで学校で行ってきた配慮と、合理的配慮はどのように違うの？

これまで行ってきたことを、本人及び保護者、学校で、次の3観点11項目の合理的配慮の観点で、整理し捉え直すことが大切だと言われています。これまで取り組んできた配慮を踏まえ、整理してみましょう。

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会（報告） 平成24年7月23日

3観点11項目

「合理的配慮」

<「合理的配慮」の観点（1）教育内容・方法>

<（1）—1 教育内容>

（1）—1—1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

（1）—1—2 学習内容の変更・調整

<（1）—2 教育方法>

（1）—2—1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

（1）—2—2 学習機会や体験の確保

（1）—2—3 心理面・健康面の配慮

<「合理的配慮」の観点（2）支援体制>

（2）—1 専門性のある指導体制の整備

（2）—2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

（2）—3 災害時等の支援体制の整備

<「合理的配慮」の観点（3）施設・設備>

（3）—1 校内環境のバリアフリー化

（3）—2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

（3）—3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

個別に必要な合理的配慮

○情報の保障 ○環境等の配慮 ○心理面の配慮
○教育指導における配慮 等

これまで行ってきた配慮

これまで行ってきた配慮を合理的配慮の3観点11項目で捉え直すことが大切です！

3観点11項目の具体的な内容は ☆裏面☆ をご覧ください。

知的障がいのある児童生徒への合理的配慮とは



合理的配慮の具体例について、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のWebサイト：**インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）**に、様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、知的障がい特別支援学校の実践例から、一部紹介します。

① 教育内容・方法

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善克服するための配慮

事例) ○ 初めての場面や見通しをもてない活動に対しては緊張が強いため、信頼関係を築いている担当教員が寄り添って活動している。

①-1-2 学習内容の変更・調整

事例) ○ 感覚レベルの認知が中心であることから、視覚・運動系や聴覚・言語系など、感覚を重視した教材・教具で理解を促している。

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

事例) ○ 視覚的アプローチが有効であることから、場所、予定、内容等の絵や写真等を用いてコミュニケーションを図るようにしている。

①-2-2 学習機会や体験の確保

事例) ○ 対人関係における緊張感が強く、集団への参加が難しいことから、交流及び共同学習の相手校の児童と繰り返し関わる経験を積み重ね、安心感をもたせることで、集団参加の機会を確保している。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

事例) ○ 初めての活動では、具体的な指示をしたり、取り組みやすいものから提示したりしている。慣れない場所での活動では、場所と活動内容を写真で示し、すぐに活動に入れない場合も行動を待つようにしている。

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

事例) ○ 障がい特性について、教員間で情報共有できる体制を整え、担任だけでなく、全教員体制で支える姿勢を大切にしている。

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

事例) ○ 交流及び協働学習でペアになる相手校の児童に対し、「できそうなときには、仲間に入れたり、手をつないだり、そばにいたりして、学校の一員であることを感じられるように配慮してほしい」ことなどを事前に伝えている。

②-3 災害時等の支援体制の整備

事例) ○ 災害時に安全に、パニックになることなく避難できるよう、常に人的支援体制と避難経路の確認をしている。

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

事例) ○ 身の回りの靴箱やロッカー、特別教室、体育館など、自他の弁別や移動に関する手がかりがもてるように、視覚的なサインやオリジナルマークを利用しながら、自主的な行動や移動を促している。

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができるよう施設・設備の配慮

事例) ○ パーテーションやロッカーなどで、学習に集中しやすく、刺激の少ないコーナーを作ったり、心理的な安心感を増やすことができる場所を作ったりしている。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

事例) ○ 避難訓練に加えて、帰宅困難時を想定し、薬・食料を3日分保管し、宿泊に備えている。災害時にも対応できるよう、体験学習や限られたスペースでの生活体験も行っている。

合理的配慮の3観点11項目は、すべて記入する必要はありません。児童生徒の実態に合わせて、一人一人が最大限に力を発揮できるように、配慮の内容を考えていきましょう。